

## 大阪市条例第96号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第23条の2の2第3項第6号中「第8条」を「第8条第1項（同法第15条において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。